

令和2年（2020年）3月定例会・一般質問

【ふるさと納税の活用について】・【小脇公園について】・【常滑市体育館・サザンアリーナの活用について】

◆大川秀徳

1つ目の質問、本市における、ふるさと納税の活用について。

ふるさと納税は生まれ育った故郷や応援したい地方自治体に対して寄附ができる制度です。寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。寄附者自身が寄附金の使い道を指定できたり、地域の名産品などの返礼品をいただける魅力的な仕組みです。ふるさと納税ポータルサイトの充実やワンストップ特例が2015年4月1日に創設されたことで、ふるさと納税を利用する際の手続が簡素化され、全国的に寄附が増加しました。しかし、自治体間の返礼品競争が加熱し、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附といったふるさと納税制度の本来の趣旨が薄れたため、総務省は全国の自治体に対して返礼品額の比率を寄附額の3割とすると通達しました。こうした状況に憂慮すべき点はあるが、本市においてもある程度毎年見込める財源として位置づける施策を打ち、常滑市の魅力を全国的にアピールするために、ふるさと納税をより工夫して活用すべきと考える。

そこで、以下3点を問う。

- ①今年度の最新の金額、件数及びそれぞれの昨年同時期との比較を問う。また、納付金額帯の割合、人気の返礼品、指定の多かった使い道はどうか。知多4市5町の金額、件数の状況はどうなっているか。
- ②複数のふるさと納税ポータルサイトを利用するほうがより有効だと考えるが、どうか。
- ③今後の展開について、企業版ふるさと納税とクラウドファンディング型ふるさと納税を取り入れる考えはないか。

2つ目の質問、小脇公園について。

小脇公園は常滑市最南部の田園風景と伊勢湾、セントレアの風景が一度に楽しめ、バーベキュー、芝生広場、イチジク狩りやサツマイモ掘りの体験農園などもあり、のんびり家族で過ごすことのできる公園である。近くには盛田味の館や潮干狩り、海水浴が楽しめる坂井海岸もある。ロケーションを生かし、観光でさらに有効に活用できないか。

そこで、以下5点を問う。

- ①平成30年度と令和元年度のバーベキュー場の利用実績を問う。
- ②バーベキュー場の予約をeあいち（あいち共同利用型施設予約システム）から行えるようにならないか。
- ③バーベキュー場の夜間利用は1人当たり500円増しとなるため高いと思うが、安くならないか。
- ④キャンプができるようにならないか。
- ⑤「西側散策路は海岸まで歩いていくことができます。」とホームページに記載されているが、安全のためしっかり整備できないか。

3つ目の質問、常滑市体育館・サザンアリーナの活用について。

両施設とも土・日・祝日の利用率も高く、とても人気のよい施設であるが、さらに常滑市民の利用率が上がるように検討してほしい。

そこで、以下3点を問う。

- ①常滑市と他市町の利用者の割合はどうか。

②常滑市体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、サザンアリーナの利用時間を午前・午後・夜間の3つの区分にしている理由は何か。

③土・日・祝日の競技や行事などで前日準備を必要とするものは幾つあるか。

◎企画部長

大川議員の1番目のご質問、本市における、ふるさと納税の活用についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、納税者の方が応援したいと思われる自治体に寄附した場合、住民税や所得税が一定限度まで控除される制度として、平成20年度から始まりました。本市におきましては、ふるさと納税制度を利用した本市の魅力のPR、寄附促進を目的といたし、平成27年8月からふるさと常滑応援事業としてポータルサイトを立ち上げ、市外の寄附者の方を対象に特産品等を返礼品として贈呈するとともに、クレジットカード決済を導入いたしました。その後も寄附金額の区分、体験型商品の追加、返礼品の拡充などリニューアルに取り組むとともに、平成30年10月からは大手ポータルサイトへ掲載を行ったことにより、本市へのふるさと納税の金額、件数はともに伸びている状況でございます。

さて、ご質問の1点目、今年度の最新の金額、件数及び昨年同時期との比較についてでございますが、平成31年4月から今年の1月まで10か月間の集計結果では、金額は3億4,498万円、件数は1,044件でございます。昨年の同時期では金額は3,702万円、件数は695件でございます。また、寄附金額帯の割合は、多い割合から申し上げますと、1万円以上2万円未満の寄附が541件、全体の約5割、52%と最も多く、10万円以上100万円未満が195件、19%、3万円以上4万円未満が137件、13%、5万円以上10万円未満が102件、10%と続きます。また、人気の返礼品は鬼崎と小鈴谷のノリが合わせて382件、全体の約4割、38%と最も多く、続いて常滑焼が169件、17%、知多牛のお肉・加工品が131件、13%と続きます。

寄附の使い道、いわゆる希望する事業につきましては、現在9つの選択メニューを設けています。寄附金額で申し上げますと、市長お任せが最も多く、3億1,097万円、次にアイアンマンレースによるスポーツ振興、2,282万円、健康・福祉が249万円、教育・文化が201万円、市民病院整備が193万円、小・中学校へのエアコン設置が180万円、産業・観光が128万円、環境が127万円、景観が41万円となっております。なお、知多4市5町の状況についてでございますが、各市町に確認をさせていただき、回答いただけた8市町の中で最も多い寄附金額は約4億2,000万円、件数では約5,700件、また最も低い寄附金額は23万円、件数は15件とのことございました。

ご質問の2点目、複数のふるさと納税ポータルサイトの利用についてですが、本市では現在、わが街ふるさと納税とふるさとチョイスの2つのサイトを利用しております。さらに、他のポータルサイトを追加した場合ですが、利用者へのPRの広がりは期待ができませんが、その一方、ポータルサイトごとに異なる事務処理、支払い手続などが生じ、返礼品を出品している市内の事業者の方の手間が増えることなど懸念されますので、現在のところはこの2つのサイトで進めていくつもりでございます。

ご質問の3点目、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税についてですが、企業版ふるさと納税は国が認定した地方公共団体のプロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合、法人税等を軽減する仕組みでございます。また、クラウドファンディング型ふるさと納税は事前に事業資金の用途を限定いたし、賛同者から寄附金を募集する

仕組みで、いずれの制度も地域の課題解決に向けた明確な目的を設定する必要がございます。今後、市が実施する事業の中、広く市内外の皆様から応援していただけるようなものがありましたら、これらの制度の活用も検討してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

◎環境経済部長

大川議員の2番目のご質問、小脇公園についてお答えさせていただきます。

小脇公園は農業の振興を図るとともに、地域はもとより都市住民の方にも自然環境や農業に親しみを持っていただける施設として、平成5年4月に開園いたしました。公園には広い芝生広場、ブランコなどの遊具、バーベキュー場のほか、管理棟には研修室や喫茶室があり、年間約5万人の来園者にお楽しみいただいております。また、公園の管理については開園当初から大谷区、小鈴谷区、広目区、坂井区の鈴谷地区、4区で構成する鈴谷地区活性化推進協議会が行っており、現在は市の指定管理者として公園の魅力向上のため、フリーマーケットや農作物の収穫体験、ペットボトルロケット作りなど、年間を通じたイベントを行っております。

さて、ご質問いただきました1点目の平成30年度と令和元年度のバーベキュー場の利用実績でございますが、平成30年度の利用者数は合計4,233人で、このうち夜間の利用者は254人ございました。また、令和元年度の4月から1月までの利用者数は合計4,071人で、このうち夜間の利用者は349人となっております。

2点目のあいち共同利用型施設予約システムによるバーベキュー場の予約についてでございますが、この予約システムは県内28市町の公共施設をパソコンやスマートフォンから目的に合わせて検索、予約申込み等を行うことができるシステムで、本市では市体育館や公民館など11か所の施設の予約をすることができます。現在、小脇公園のバーベキュー場はこのシステムを利用した予約はできませんが、これは市がこの予約システムの導入を進めていた当時、小脇公園にシステムの運用に必要なインターネット環境が整っていなかったためと思われる。しかしながら、現在では小脇公園にもインターネット環境が整備されておりますので、バーベキュー場の利用形態や運用上の体制及び課題などを整理した上で、市の関係課と鈴谷地区活性化推進協議会とともに、今後導入に向けた検討をしてまいります。

3点目のバーベキュー場の夜間利用料の引下げについてでございますが、小脇公園におけるバーベキュー場の利用料はバーベキュー場の運営管理、会場の準備や後片づけ、プロパンガスや皿、コップ、調味料などの提供資材等に係る費用として、利用者から大人800円、小学生500円を徴収しているものであり、夜間は準備や片づけに携わる人件費が増えることなどから、この利用料に加え夜間利用料を500円徴収しているものでございます。夜間利用料の設定金額につきましては、指定管理者の自主事業のため市で決められるものではございませんが、議員のご提案は公園の利用促進につながるものと思いますので、指定管理者にお伝えさせていただきます。

4点目のキャンプ場での利用についてでございますが、小脇公園周辺の森林はほとんどが保安林であり、また、公園内の敷地にも適当な用地がなく、夜間の管理体制も整っていないことなどから、すぐにキャンプ場ができるようにするのは難しい状況でございます。一方で近隣に自宅等もなく、静かで落ち着いた環境となっており、最近ではキャンプブームが再燃し、大曾公園のグリーンスポーツセンターも、休日には家族連れや若者のグループなどでにぎわっていることから、市といたしましてもキャンプ場での利用は公園の魅力向

上につながることを思いますので、今後研究してまいります。

5点目の西側散策路の整備についてでございますが、坂井海岸へ通じる西側散策路は平成8から9年度に周辺の森林区域と合わせて県の治山事業により整備されました。その後20年以上が経過し、散策路には木や竹ザサが生い茂り、階段等にも損傷が目立ってきたため、今年度に県のあいち森と緑づくり事業を活用し、現在危険な樹木の除去や視界を遮る竹ザサの刈り払いなどの森林整備を行っているところでございます。また、散策路における階段等の損傷につきましては、小脇公園全体の森林区域の整備と併せて、令和2年度以降に県の治山事業で採択されるよう要望しているところでございます。市といたしましては、今後も県と協力して小脇公園の森林整備を進め、安全で魅力ある施設として維持管理してまいります。

◎教育部長（庄子健） 大川議員の3番目のご質問、常滑市体育館・サザンアリーナについてお答えさせていただきます。

両施設は市民の健康づくりとスポーツ活動の普及振興を図るために整備され、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

まず、ご質問の1点目、常滑市と他市町の利用者の割合についてですが、平成30年度の実績で申し上げますと、市内の団体による利用割合は、常滑市体育館で79.9%、サザンアリーナで88.6%でございます。両施設ともに大半が市民の方の利用となっております。

次に、ご質問の2点目、利用時間帯の区分についてですが、現在、午前、午後、夜間の3つの区分により運用しております。時間帯を区分することで、それぞれの区分の合間に1時間の空白時間を設け、その間に器具のメンテナンスや清掃などを効率的に行うことで、利用者の皆様に安全にご利用いただけるよう、3つの区分を設定して運用しております。

最後に、ご質問の3点目、競技や行事などで前日準備が必要なものについてですが、開催される大会の規模により、やむを得ず前日に会場設営などが必要な場合に前日準備を行っております。平成30年度の実績で申し上げますと、常滑市体育館では22件ございまして、種目の内訳はバスケットボールが最も多く14件、バレーボールが3件、その他5件でございます。なお、サザンアリーナの利用はございませんでした。